

# 令和4年度佐久市シティプロモーション推進事業委託業務 仕様書

## 1 業務名

令和4年度佐久市シティプロモーション推進事業委託業務

## 2 委託業務期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

## 3 目的

佐久市は、「佐久市シティプロモーション基本方針（以下「基本方針」という。）」の目指す姿である「佐久市民が誇りを持ち安心して暮らし続ける持続可能なまちづくり」及び「様々な世代の人口増加による地域の活性化」の実現に取り組んでいる。

本業務は、令和3年度まで実施してきた「佐久市シティプロモーション推進事業」の成果であるコミュニケーションツール「Slack」を活用した移住のオンラインサロン「リモート市役所」（以下「リモート市役所」という。）や試住支援ウェブサイト「Shijuly」（以下「Shijuly」という。）等を活用し、本市の施策並びに魅力・強み・暮らしやすさ（卓越性）を活かした効果的かつ長期的視野に立ったシティプロモーションを実施することにより、佐久市の知名度の向上、佐久市への来訪者・移住者の増加及びシビックプライドの醸成を図ることを目的とする。

なお、上記を踏まえ、本事業の実施が下記指標の数値向上に資するものであるよう留意すること。

- ・東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県の一都三県）在住 20～40 代の佐久市の認知度
- ・東京圏在住 20～40 代の佐久市への来訪指数
- ・東京圏からの 20～40 代の佐久市への移住者数
- ・シビックプライドポイント

## 4 業務内容

業務内容は、次のとおりとする。

- （1）本市の施策並びに魅力・強み・暮らしやすさ（卓越性）を活かし、佐久市の認知度を向上する企画を提案し、実施すること。

なお、アからウについては企画提案書に明示すること。

### ア 企画の内容

- ・佐久市の知名度を向上するための話題化施策であること。
- ・佐久市民や市の関係者を巻き込んだ企画とすること（打合せの参加等企画への実質的な関わり方を持つこと。）。)
- ・「リモート市役所」の活性化及び「shijuly」の有効活用につながるものであること。

### イ 実施体制

### ウ スケジュール

(2) 「リモート市役所」を市と共同管理者として運用すること。

なお、アからウについては企画提案書に明示すること。

ア 実施体制

イ 運用管理の方法

ウ 活性化のための取組

- ・参加者間の活発な交流を促し、定期的に投稿内容の確認や発言を行う参加者（アクティブユーザー）を定量的に測定し、アクティブユーザーの増加に資する取組を含むこと。
- ・リモート市役所 Twitter アカウントを活用し、新規参加者の増加を促す取組を含むこと。

(3) 年間進捗管理及び総合的なコンサルティング

ア 年間計画の全体進捗管理

イ 年間スケジュールの作成

ウ 定期的な進行管理会議の開催

(4) 各種施策等の効果検証

ア WEB 調査による意識・意向調査の実施、結果分析

(ア) 業務項目

調査モニターを対象に、以下のインターネットアンケートを実施する。調査対象は、東京圏（一都三県）及び佐久市の住民とする。佐久市については、佐久市の保有するリストへのアンケート配信を含む。

a 調査設計

受託者は、本仕様書に基づき、効果検証を測ることを目的とした調査設計（実施スケジュール、設問、サンプル数、サンプル構成、集計・統計解析方法や分析方針等）を提案し、市と協議の上、確定させること。

b アンケート実施（画面作成、アンケート配信、データ回収、謝礼支払い）

アンケートは遅延なく実施し、下記のサンプル数を回収すること。

c 集計・統計解析

上記 a の調査設計に則り実施する。

なお、回答結果が出た段階で集計・統計解析方法について市と再協議すること。

d 分析

上記 a の調査設計に則り実施する。

なお、必要に応じて分析方針について市と再協議すること。

e 報告書作成

調査経験のない者でも理解しやすい構成、レイアウト等を心がけ、統計解析手法の説明、読み解き方を注記すること。同時に、後日、市の担当者が詳細分析を行うことが可能なよう、詳細データも別添すること。

(イ) 仕様

各調査は、以下のボリュームを目安とする。ただし、受託者が最適と思われる設問数、サンプル数や割付条件を調査設計に含めて提案すること。

a 手法：インターネットアンケート（一部、佐久市が保有するリストに配信する。）

- b 対象：東京圏は20代～40代男女、佐久市は年代不問とする。
- c 設問数：25～30問
- d サンプル数：東京圏 18,000～20,000 サンプル
- e サンプル数：佐久市 200～300 サンプル
- f 割付条件：性別、年齢層等の各セグメントについて、実勢比率に応じた回答数を設定する。
- g スクリーニング調査（対象者を絞り込むための事前調査）を行うこと。

イ SNS分析による話題化調査の実施、結果分析

回数：4回（3カ月に1度実施想定）

調査媒体：Twitter

ウ 上記（1）及び（2）の業務について取り上げたTV、紙メディア、ウェブメディアの記録

- （5）シティプロモーション推進業務実績報告書・委託費支出明細書の作成（毎月）
- （6）その他、業務の実施に伴い必要となる業務

## 5 業務における留意事項

- （1）受託事業者は、市と協議のうえ、作業工程ごとに必要な業務を分類、定義し、業務ごとに必要となるスケジュール及び実施体制を記載した実施計画書を作成し、契約締結後すみやかに確定させること。また、業務の進捗状況については適宜報告し、必要に応じて打合せ等を行い、報告書を提出すること。また、打合せ等を実施した際には、記録内容を記した記録簿を提出すること。
- （2）受託者は、本業務に関して中間報告や打合せ等について市から連絡があった場合、直ちに対応すること。また、本業務を遂行するにあたり関係機関と調整を図るとともに、経験と専門知識を有する実務者を参加させ、業務を円滑に進めること。
- （3）本仕様書に定める業務にかかる消耗品や経費は、全て契約代金に含まれるものとする。
- （4）備品購入等、委託費用を支出する際にはその都度、報告・相談をすること。

## 6 成果物

- （1）配信したプレスリリース・メディアリスト
- （2）WEBメディアの掲載等の実績
- （3）佐久市認知拡大のためのプロモーションにおける製作物
- （4）佐久市認知拡大のためのプロモーションの内容、PR活動及び実績等の分かる資料
- （5）SNS運用等で使用した資料
- （6）年間進捗管理スケジュール
- （7）進行管理会議等を実施した際の議事録
- （8）効果検証の内容及び実績が分かる資料
- （9）シティプロモーション推進業務実績報告書・委託費支出明細書
- （10）その他、成果物として必要な資料

なお、上記成果物で電子データが提供可能なものについては併せて納品すること。

## 7 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、その他関係法令を遵守すること。

### (2) 業務の一括再請負の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

### (3) 守秘義務

受託者（再請負を受けた者も含む。）は、本業務の実施に関して知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、請負業務終了後も同様とする。

### (4) 個人情報の取得・保護・管理について

個人情報の保護については十分な注意を図り、流失・損失を生じないこと。

### (5) 所有権・著作権について

制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

また、他者の所有権や著作権を侵す可能性がある場合は、受託者が解決すること。

なお、成果品に関する一切の著作権は、市に帰属するものとする。

## 8 危険の負担

委託業務実施中又は委託業務実施に起因すると判断される事故が発生した場合、その責任は全て受託者の責任とする。

## 9 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

### (1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、佐久市は契約の取り消しができる。この場合、佐久市に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

なお、次期受託者が支障なく当事業の業務を遂行できるよう、円滑に引継ぎを行うものとする。

### (2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可効力等、佐久市及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合は、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了又は契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータを遅滞なく提供することとする。

## 10 検査

本業務は、成果品を納品し、市の検査合格後、完了とする。

また、業務完了後においても、受託者の責任による業務上の瑕疵が発見された場合は、市の指示に従い、受託者の負担において速やかに修正を行うものとし、これに対する経費は全て受託者の負担とする。

## 11 支払い方法

本業務の支払いは、業務完了検査終了後、請求書に基づき支払うこととする。

## 12 その他

- (1) 受託者における各担当は、シティプロモーションに関わる実績があり、業務に精通していること。
- (2) 「第二次佐久市総合計画」、「佐久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、基本方針等、市の計画を熟読し、本業務と整合性を図ること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症による影響で本業務に変更、縮小等が見込まれる場合や令和5年3月31日までに業務の完了が見込めない場合には、市と受託者による協議のうえ決定し、減額の変更契約等の手続きを行うこと。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、市と受託者が協議して決定すること。